11月は児童虐待防止推進月間です

現場の弁護士と考える

こどもの「意見表明権」

こどもの意見の実現のために

日　時　令和８年11月９日（月）
　　午後１時30分から３時
会　場　芦屋市保健福祉センター３階
　　多目的ホール
講　師　兵庫県弁護士会子どもの権利委員会の弁護士４人
対　象　こどもの支援に関わる方の他
　　興味のある方はどなたでもご参加いただけます

【プログラム予定】

第1部：こどもの権利と
　　意見表明ってなに？
　　（基調講演）
第2部：弁護士によるクロストーク
　　（大人はどう受け止める？）
第3部：質疑応答

参加無料　申込み不要

「こども基本法」が施行され、こどもの意見表明権への関心が高まっています。しかし、日常の中でこどもたちが発する小さなSOSや本音を、私たちは正しく受け止められているでしょうか？
本講演会では、児童福祉の現場で直接こどもの話を聴き支援をしている弁護士の皆さまから、こどもたちが安心して声を上げられる現場づくりのために、周りにいる大人がどのようにこどもと向き合い、メッセージを受け取るべきか、法的な視点と現場のリアルを踏まえてお話しいただきます。

問い合わせ先
　芦屋市こども家庭・保健センター
　こども家庭総合支援担当　０７９７－３１－０６４３

※駐車台数に限りがありますのでご来場の際は出来るだけ公共交通機関をご利用ください。